

公 告

下記の業務について、プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 4 日

島根県知事 丸山達也

記

1 担当部局

島根県土木部河川課河川開発室
〒690－8501 島根県松江市殿町 8 番地（島根県庁南庁舎 3 階）
T E L : 0852-22-5197 F A X : 0852-22-5681
E-mail : kasen@pref.shimane.lg.jp

2 業務概要

業務名	矢原川ダム建設事業 本体実施設計（配置設計）及び水理 模型実験業務委託 （以下「本件業務」という。）	業務 概要	ダム本体実施設計（配置設計） N = 1 式 水理模型実験 N = 1 式
業務場所	島根県浜田市三隅町矢原地内		
履行期限	令和 1 0 年 1 月 3 1 日		

3 参加資格

令和 7 ・ 8 年度島根県測量、地質調査、設計コンサルタント等入札参加資格有資格者名簿に登載され、かつ次に掲げる条件をすべて満足すること。

名簿登録業種	土木関係建設コンサルタント業務	
営業所所在地	島根県内における営業所の有無は問わない。	
企業の実績	業務実績	平成 2 7 年度以降公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること。 「同種業務」とは、国（独立行政法人を含む）、都道府県（政令指定都市、公社を含む）が発注した 1 契約の最終委託料が税込みで 5 0 0 万円以上のダム本体実施設計（ダム再開発を含む。ただし、修正設計及び農業用ため池を除く）をいう。
配置予定技術者	管理技術者の資格 業務実績 手持ち業務	次の全ての基準を満たす者を配置できること。 ア 次のいずれかの資格保有者であること。 ① 技術士 ・「河川・砂防及び海岸・海洋」（※）の技術士資格（総合技術監理部門又は建設部門）を有し、技術士法による登録を行っている者。 ② 認定技術管理者 ・「河川・砂防及び海岸・海洋」（※）とし

		て建設コンサルタント登録規程に基づく認定通知を受けている者。 ③ R C C M ・「河川・砂防及び海岸・海洋」(※)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 イ 平成27年度以降公告日の前日までに完了した同種業務の履行実績があること。(管理技術者のほか、担当技術者(同種業務を担当)としての実績も含むものとする。なお、同種業務経験時の所属会社は問わない。) ウ 管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務が、公告日の前日において4億円未満かつ10件未満であること。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている1契約の委託料が税込みで500万円以上のテクリスに登録されている業務をいう。) ※「河川・砂防及び海岸・海洋」とは、平成16年3月以前の「河川・砂防及び海岸」と、平成16年4月以降の「河川・砂防及び海岸・海洋」の両部門を表したものの。
	担当技術者の資格 手持ち業務	担当技術者のうち1名以上は、次の全ての基準を満たす者を配置できること。 ア 次のいずれかの資格保有者であること。 ①技術士 ・技術士資格(総合技術監理部門又は建設部門)を有し、技術士法による登録を行っている者。 ②認定技術管理者 ・認定技術管理者として建設コンサルタント登録規程に基づく認定通知を受けている者。 ③R C C M ・R C C M資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。 イ 管理技術者又は担当技術者としての手持ち業務が、公告日の前日において4億円未満かつ10件未満であること。(手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている1契約の委託料が税込みで500万円以上のテクリスに登録されている業務をいう。)
	照査技術者の資格	管理技術者アの資格要件を満たしている者。
	雇用関係	配置する技術者は、本件業務の公告日の前日において直接的な雇用関係があること。 保険証等、雇用関係がわかる資料を添付すること。
欠格要件等	ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。	

	イ 島根県における県税の滞納がない者であること。 ウ 公告の日から契約締結の日までの間に島根県の建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（昭和63年5月31日管発第181号。）による指名停止を受けていないこと。 エ プロポーザルに参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ・資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1) 親会社と子会社の関係にある場合 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ・人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ・その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。 同一プロポーザルに参加する複数の者の関係が上記の基準に該当する場合には、無効として取り扱う。 オ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）による）が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から島根県発注業務委託等からの排除要請があり、当該状況が継続しているものでないこと。 カ 令和6年度又は令和7年度に完了した島根県発注の業務委託で、低入札要領の適用を受け、低入札基準価格を下回る入札を行い契約した者で70点未満の業務成績評定を受けた者の参加は認めない。
--	--

4 参加表明書に関する事項

（1）参加表明書の評価項目及び評価値

	評 価 項 目		評価値
企業の経験及び能力	資格要件	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における当該部門の登録の有無	5
	専門技術力	平成27年度以降公告日の前日までの同種業務の実績の件数	10
		平成27年度以降公告日の前日までの業務の実績の件数	5
		過去5年間の優良業務表彰の件数	5

	情報収集力	平成27年度以降公告日の前日までの島根県内での業務実績の件数	5
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	5
	専門技術力	令和2年度以降公告日の前日までの同種業務の実績の件数	10
		令和2年度以降公告日の前日までの業務の実績の件数	5
		過去5年間の優秀建設技術者表彰（業務）の件数	5
	専任性	手持ち業務金額及び件数	数値化しない
配置予定担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	数値化しない
	専任性	手持ち業務金額及び件数	数値化しない
配置予定照査技術者の能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	数値化しない
業務実施体制		業務実施体制の妥当性	数値化しない
合 計			55

各評価項目に対する計算方法等は業務説明書を参照すること。

(2) 提出する書類

技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書（別添－1）1部を、1の担当部局へ持参、郵送（必着）又は電子メールにより提出しなければならない。電子メールによる場合は、到達の確認を電話にて行うこと。期限までに参加表明書を提出しない者は、技術提案書を提出することができない。

なお、参加表明書の提出にあたり、作成した電子ファイルの提出に協力すること。

参加表明書の内容	ア	参加表明書表紙（様式－1）
	イ	企業の建設コンサルタント登録（様式－2）
	ウ	企業の同種業務の実績（様式－3）
	エ	企業の業務の実績（様式－4）
	オ	企業の優良業務表彰の実績（様式－5）
	カ	企業の島根県内での業務実績（様式－6）
	キ	予定管理技術者の資格等（様式－7）
	ク	予定管理技術者の同種業務の実績（様式－8）
	ケ	予定管理技術者の業務の実績（様式－9）
	コ	予定担当技術者の資格等（様式－10）
	サ	予定照査技術者の資格等（様式－11）
	シ	業務実施体制（様式－12）
	ス	業態調書（様式－13）
	セ	概算見積書（任意様式）

(3) 様式の入手方法、提出期限及び提出先

申請書類は島根県入札情報ホームページ（土木部河川課）からダウンロードすること。

提出期限	令和7年10月27日 16時00分
提出先	1の部局

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術提案書等では発注者が適正に審査で

きないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日（休日を含まない）以内に持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること（ただし、ファクシミリ又は電子メールの着信確認をしなかった場合は不可）。

なお、追加資料の再提出は認めない。

（4）参加表明書に関する質問

参加表明書に関する質問のある者は、書面（別添—3）を1の担当部局へ持参、郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。ファクシミリ又は電子メールによる場合は、到達の確認を電話にて行うこと。

提出期限	令和7年10月20日 16時00分
回 答	島根県入札情報ホームページ（土木部河川課）に掲載する。

（5）技術提案書の提出者として選定した者には、選定通知書をもって通知する。

選定通知の予定日は令和7年11月11日（火）とする。

（6）技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者として5者を超えない範囲で選定する。ただし、同評価の提出者が5者を越えて存在する場合、以下の順位で選定する。

- ① 予定管理技術者の同種業務の実績の件数が多い者
- ② 予定管理技術者の手持ち業務量（件数）が少ない者
- ③ 予定管理技術者の手持ち業務量（金額）が少ない者

（7）非選定理由に関する事項

1）参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を非選定通知書により通知する。通知の予定日は令和7年11月11日（火）とする。

2）上記1）の通知を受けた者は、原則として、その通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（必着）により非選定理由について説明を求めることができる。

非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

- ① 受付場所：1に同じ
- ② 受付時間：9時～17時まで

3）上記2）の回答は、原則として、説明を求める書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

5 技術提案書に関する事項

（1）技術提案書の評価項目及び評価値

評 価 項 目			評価値
企業の経験及び能力	専門技術力	平成27年度以降公告日の前日までの同種業務の実績の件数	10
		平成27年度以降公告日の前日までの業務の実績の件数	5
		過去5年間の優良業務表彰の件数	5
配置予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	5
	専門技術力	令和2年度以降公告日の前日までの同種業務の実績の件数	10
		令和2年度以降公告日の前日までの業務の実績の件数	5

		過去５年間の優秀建設技術者表彰（業務）の件数	５
	情報収集力	令和２年度以降公告日の前日までの島根県内での業務実績の件数	５
配置予定担当技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	５
	専門技術力	令和２年度以降公告日の前日までの同種業務の実績の件数	５
業務実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	目的・条件・内容の理解度	５
	実施手順	実施手順の妥当性	５
		業務量把握の妥当性	５
	その他	重要事項の提案	１０
特定のテーマに対する技術提案	的確性	与条件との整合	１０
		キーワードの網羅	１０
	実現性	説得力	１０
		提案内容の裏付け	１０
ヒアリング		業務への取組意欲、コミュニケーション力	１０
見積書		見積金額	（－５）
合 計			１３５

各評価項目に対する計算方法等は業務説明書を参照すること。

(2) 提出する書類

技術提案書の提出者として選定された者は、技術提案書（別添－2）1部を、1の担当部局へ持参、郵送（必着）又は電子メールにより提出しなければならない。電子メールによる場合は、到達の確認を電話にて行うこと。

なお、技術提案書の提出にあたり、作成した電子ファイルの提出に協力すること。

技術提案書の内容	ア	技術提案書表紙（様式－14）
	イ	予定管理技術者の島根県内での業務実績（様式－15）
	ウ	予定担当技術者の同種業務の実績（様式－16）
	エ	業務実施方針・実施フロー・工程表（様式－17）
	オ	特定テーマに対する技術提案（様式－18）
	カ	設計業務にかかる費用についての見積書（任意様式）

(3) 様式の入手方法、提出期限及び提出先

申請書類は島根県入札情報ホームページ（土木部河川課）からダウンロードすること。

提出期限	令和7年12月10日 16時00分
提出先	1の部局

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術提案書等では発注者が適正に審査できないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日（休日を含まない）以内に持参、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること（ただし、ファクシミリ又は電子メールの着信確認をしなかった場合は不可）。

なお、追加資料の再提出は認めない。

(4) 技術提案書に関する質問

技術提案書に関する質問のある者は、書面（別添—3）を1の担当部局へ持参、郵送（必着）、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。ファクシミリ又は電子メールによる場合は、到達の確認を電話にて行うこと。

提出期限	選定通知書を受け取った日から令和7年11月19日 16時00分
回 答	島根県入札情報ホームページ（土木部河川課）に掲載する。

(5) 特定された者に対しては特定通知書をもって通知する。

特定通知の予定日は令和8年1月6日（火）とする。

(6) 技術提案書の特定

技術提案書の評価は、上記の評価項目及び判断基準に基づいて評価し、最高得点の提案者を特定するものとする。ただし、同評価（同点）の提出者が複数社となった場合には、以下の順位で特定する。

- ① 予定管理技術者の同種業務の実績の件数が多い者
- ② 予定管理技術者の手持ち業務量（件数）が少ない者
- ③ 予定管理技術者の手持ち業務量（金額）が少ない者

(7) 非特定理由に関する事項

1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を非特定通知書により通知する。通知の予定日は令和8年1月6日（火）とする。

2) 上記1)の通知を受けた者は、原則として、その通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面（様式は自由）を持参又は郵送（必着）により、非特定理由について説明を求めることができる。

非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。

- ① 受付場所：1に同じ
- ② 受付時間：9時～16時まで

3) 上記2)の回答は、原則として、説明を求める書面を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

6 参加表明書及び技術提案書の作成に関する説明会

説明会は行わない。

7 ヒアリング

(1) 以下のとおりヒアリングを行う。

- 1) 実施日時：令和7年12月16日（火）（予定）
- 2) 実施場所：島根県庁
- 3) ヒアリング場所および時間は別途通知する。（WEBヒアリングも可）
- 4) 出席者：配置予定管理技術者

(2) ヒアリングでは技術提案書に記載された以下の事項において質疑応答を行う。

- 1) 配置予定管理技術者の経歴について
- 2) 配置予定管理技術者の業務実績について
- 3) 取り組み姿勢（業務の着眼点・実施方針）について
- 4) 特定テーマについて
- 5) 見積について

(3) ヒアリング時の追加資料は受理しない。

8 契約の方法

本件業務について技術的に最適なものと特定された技術提案書の提案者に対し、契約のための見積を提出させて契約金額の交渉を行い、予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。

9 選定結果等の公表

契約者の決定した業務については、選定結果等に関する書類を閲覧に供するものとする。
選定結果等を閲覧に供するまでの間、選定の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じない。

10 参加資格がないと認めた者等による苦情の申し立て

- (1) 参加資格がないと認められた者は参加資格がない理由について、もしくは技術提案書の提出者として選定されなかった者のうち非選定理由に不服がある者、また提出した技術提案書が特定されなかった者のうち非特定理由に不服がある者はその手続について、それぞれ次に従い、理由の説明を求めることができる。

①参加資格がない理由または非選定理由

非選定理由を通知した日の翌日から7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

②非特定理由

特定結果等の公表を行った日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面を1の担当部局へ持参又は郵送（必着）して提出しなければならない。

- (2) 説明を求めた者に対しては、原則として（1）①又は②の書面を受け取った日の翌日から7日（休日を含まない）以内に書面で回答する。また、申立者の提出した書面及び回答書は閲覧所で公表する。

11 再苦情申立て

10（2）の回答に不服がある者は、「工事等における入札・契約の過程並びに工事成績評定に係る苦情処理の手続きについて」（平成13年12月7日管発第396号）の定めるところにより、回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない）以内に、書面により、島根県知事に対して、再苦情の申し立てを行うことができる。この場合、書類の提出先は以下のとおりとし、当該再苦情申立は、入札監視委員会が審議を行う。

【提出先】〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部土木総務課建設産業対策室
電話0852-22-5185

12 技術提案に基づく業務の実施

提出された実施方針、実施フロー、工程表及び特定テーマを契約書に特約事項として添付し、その内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案の内容が受注者の責により実施されなかった場合には、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補するとともに損害の賠償の請求を行うことが出来る。また、業務成績評点の減点対象とする。

13 配置技術者の変更

業務の履行にあたって、参加表明書及び技術提案書で申請した管理技術者、担当技術者及び照査技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等、真にやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上（変更前の技術者の参加表明書及び技術提案書で提出された資格・実績等に対し、各々同等以上で確定した技術評価点を下回らないこと）の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。

ただし、変更を伴う業務項目の追加による場合等受注者の責によらない理由によるなど、

参加表明書及び技術提案書で申請した担当技術者以外の技術者を担当技術者として追加する必要が生じた場合は、発注者及び受注者との協議により決定する。

1 4 その他

- (1) 参加表明書等の作成、提出、郵送及びヒアリングに要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者および技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書が無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (7) 提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (8) その他詳細不明の点については、1の担当部局に照会すること。